

資源物（古紙）売払代金請求事件について

1 概要

本市が分別収集した古紙・古布の買受業者であった(株)辰美ペーパーランドが、本市から買受けた古紙代金を納付期限までに支払わず、その後の督促にも応じなかったため、未納代金に対する仮執行（強制執行）の認可を横浜地方裁判所に求めておりましたが、平成 19 年 11 月 22 日、当該地方裁判所から判決が出されました。

判決は、本市の主張が全面的に認められたものとなっており、その後、被告の辰美ペーパーランドが控訴しなかったため、同年 12 月 12 日、この判決が確定しました。

2 判決の内容

(1) 事件名

平成 19 年（ワ）第 2002 号 資源物（古紙）売払代金請求事件

(2) 当事者

原告：横浜市

被告：株式会社辰美ペーパーランド

(3) 主文

ア 本事件の仮執行宣言付支払督促は、1,083 万 5,437 円及びこれに対する平成 19 年 7 月 22 日から支払済みまで年 14.6%の割合による金員並びに支払督促申立手続費用 2 万 9,930 円及び仮執行宣言手続費用 2,100 円を支払えとの限度において認可する。

イ 督促異議申立て後の訴訟費用は被告の負担とする。（訴訟手数料 28,000 円と書類郵送料など（金額未確定））

3 今後の対応

今回の判決により、本市は、仮執行宣言付支払督促を債務名義として、未納代金等の強制執行が可能となっております。

今後も相手方に対して、引き続き支払交渉を行ってまいります。強制執行を具体的な選択肢の一つとしつつ、弁護士等とも相談の上、債権の回収に向けて最善を尽くしてまいります。

[本件の経過]

- H19. 3. 19 「支払督促」申立て（横浜市⇒神奈川簡易裁判所）
- H19. 3. 24 「支払督促」発付送達（神奈川簡易裁判所⇒辰美ペーパーランド）
- H19. 4. 10 「仮執行宣言付支払督促」申立て（横浜市⇒神奈川簡易裁判所）
- H19. 5. 14 「仮執行の宣言」送達（神奈川簡易裁判所⇒辰美ペーパーランド）
- H19. 5. 23 「督促異議」申立て（辰美ペーパーランド⇒神奈川簡易裁判所）
- H19. 6. 6 「補正命令」の送達（横浜地方裁判所⇒本市）
- H19. 6. 20 本訴への「補正手続き」（専決処分書を本市⇒横浜地方裁判所）

9 月 26 日
常任委員会で
承認済み

<民事訴訟へ移行>

H19. 10. 1 第 1 回口頭弁論

H19. 11. 1 第 2 回口頭弁論

H19. 11. 22 判決「本市の仮執行を認可する」（横浜地方裁判所⇒本市・辰美ペーパーランド）

H19. 12. 12 判決の確定（債務名義（強制執行権）の確定）